

丹波篠山市結婚相談室輪～りんぐ～ 縁結びサポーター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波篠山市からの委託を受けて一般社団法人ウイズさやまが運営する丹波篠山市結婚相談室輪～りんぐ～(以下「結婚相談室」という。)が募集する縁結びサポーター(以下「サポーター」という。)について必要な事項を定める。

(サポーターの要件等)

第2条 サポーターとは、結婚等に関する相談を受け、独身の男女に出会いの機会を提供する活動を行う者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 有料で結婚や出会いの場を斡旋する事業者でないこと。
- (2) 自ら成功報酬を要求しないこと。
- (3) 営利を目的として、サポーターの活動をしようとする者でないこと。
- (4) 個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

(サポーターの活動等)

第3条

- 1 サポーターは、次に掲げる活動を行う。
 - (1) 結婚相談室およびサポーターの活動のPRを行うこと。
 - (2) 20歳以上の結婚を希望する男女またはその親族(以下『相談者』という。)に対して、結婚相談室輪～りんぐ～(以下『結婚相談室』という。)を紹介し、結婚相談室会員登録を勧めること。また登録に関する相談を受けること。
 - (3) 相談者からの相談に応じ、相談者が自らの求める条件に合う相手を見つける手助けをすること。また、相談者の結婚に向けてのアドバイスとサポートを行うこと。
 - (4) 出会いの機会を提供するイベント等に関する情報を相談者に提供すること。
 - (5) 結婚相談室との情報交換を行うこと。
 - (6) その他、結婚相談室が必要と認める活動
- 2 サポーターは、あらかじめサポーターの活動の内容を相談者に説明するとともに、次に掲げる事項について、当該相談者の承諾を得たうえで、その活動を行わなければならない。
 - (1) 相談者の個人情報については、サポーターが責任を持って管理すること。
- 3 サポーター(サポーターであった者を含む。)は、その活動を通じて知り得た相談者の個人情報の取扱いに十分注意し、これを他に漏らしてはならない。

- 4 サポーターと相談者との間に生じた問題については、サポーターが責任を持って対応するとともに、速やかに結婚相談室に報告するものとする。

(サポーターの登録)

第4条

- 1 サポーターとして活動を希望する者は、縁結びサポーター登録申込書（様式第1号）により、結婚相談室に登録申込みを行い、誓約書（様式第2号）に署名を行わなければならない。
- 2 結婚相談室は、申込みの動機や熱意などから、サポーターとしての適性について審査する。
- 3 サポーターとして適当であると認められた者はサポーター登録し、縁結びサポーター証明書（様式第3号）を交付する。
- 4 結婚相談室は、サポーターの承諾を得た場合は、サポーターの氏名及び連絡先等の情報を相談者の求めに応じ提供することができる。

(サポーターの登録期間)

第5条

- 1 サポーターは、結婚相談室の登録を受け、または登録の更新を受けた日から2年間、その活動を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年度にサポーターの登録を受けた者については、令和9年3月31日までその活動を行うものとする。

(サポーター登録の取消し)

第6条 結婚相談室は、次の場合においてサポーターの登録の取消しを行う。

- (1) 第2条の規定に反する行為、公序良俗に反する行為、その他サポーターとして相応しくない行為を行った場合
- (2) サポーターとしての活動が不適切な場合
- (3) サポーターが登録の取消しを申し出た場合

(サポーター活動状況の報告)

第7条 サポーターは、縁結びサポーター活動状況報告書兼活動費受領書（様式第4号）により定期的に、その活動状況を結婚相談室に報告しなければならない。

(サポーター活動に対する支援)

第8条 結婚相談室は、サポーターの活動に対して、次に掲げる支援を行う。

- (1) サポーター間の情報交換を促進するための情報交換会の開催
- (2) サポーター間の資質向上を図るための研修会等の開催
- (3) 出会いに関するイベント等に関する情報の提供
- (4) サポーターの活動中の事故等に備えたボランティア保険への加入及びその保険料の負担

(サポーター活動に要する費用の助成)

第9条 結婚相談室は、サポーターに対し、その活動に要する費用の一部を予算の範囲内で助成するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1号

丹波篠山市結婚相談室輪～りんぐ～
縁結びサポーター登録申込書

フリガナ		生年月日 (年齢)	年 月 日(歳)	
氏名				
住所	〒 ー	連絡先	TEL 自宅 ー ー 携帯 ー ー mail	
現在、有料で結婚の 斡旋業をしていますか	している ・ していない	過去に結婚 相談等の経験	有 ・ 無	
応募の理由 応募のきっかけ 参加するにあたっての 意気込みなど、自由に ご記入ください				

※上記の情報の一部（氏名、住所及び電話番号）は、結婚相談室のみが使用する
「縁結びサポーター名簿」に掲載いたします。

様式第2号

誓約書

私は、下記事項に同意し、縁結びサポーターとして活動することを誓約します。

これに反した場合、又は虚偽の申告等は判明した場合には、登録を取り消されても異議を申しません。

- 1 縁結びサポーターの活動をボランティアで行うこと。
- 2 縁結びサポーター要綱を誠実に遵守するとともに、縁結びサポーターとして責任と自覚に基づいて誠実かつ公正に行動すること。
- 3 縁結びサポーター活動上知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
- 4 個人のプライバシー及び個人情報の管理には留意すること。
- 5 縁結びサポーターの地位を利用し、または、その活動上知りえた情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動などサポート活動以外の活動を行わないこと。
- 6 現在、暴力団員等のいずれにも該当しておらず、かつ、縁結びサポーターに認定されている間も該当することはないこと。

年 月 日

氏名(自署)

様式第3号

縁結びサポーター証明書

【表面】

婚活サポーター証明書 No.	
氏名 _____	身分証明写真
上記の者は、丹波篠山市結婚相談室～りんぐ～ 縁結びサポーターであることを証明する。	
令和 年 月 日	公印
丹波篠山市結婚相談室～りんぐ～ 受託者：一般社団法人ウイズささやま (有効期限 令和 年 月 日)	

9cm

5.5cm

【裏面】

注意事項
1 縁結びサポーターとして活動する際には、常にこの証明書を携 帯し、必要に応じ関係者に提示すること。
2 この証明書に証明印の無いものは無効とする。
3 縁結びサポーターとして登録を取り消した際は、速やかに返納 すること。
4 この証明書を紛失または毀損した場合は速やかに申し出ること。
5 この証明書を他人に貸与または譲渡しないこと。
問い合わせ先 丹波篠山市結婚相談室～りんぐ～ (丹波篠山市民センター内) TEL・FAX(079)552-3455
※この事業は、丹波篠山市から委託を受けて実施しています。

様式第4号

縁結びサポーター活動状況報告書兼活動費受領書

縁結びサポーターとしての活動状況について、以下のとおり報告します。

令和 年 月～令和 年 月の活動費を受け取りました。

サポーター氏名		在住地区名	
---------	--	-------	--

令和 年 月から令和 年 月の期間中の活動状況について		
1	縁結びサポーター及び結婚相談室のPRを行った件数	件
2	結婚相談室へ会員登録を勧めた件数	件
3	上記のうち結婚相談室会員となった件数	件
4	相談者から相談を受けた件数	件
5	相談者へ連絡を取った件数	件
6	結婚相談室と情報交換を行った件数	件
7	結婚相談室とサポーターの情報交換会への参加	件
8	相談者がお見合いをした件数	件
9	相談者がお付き合いを開始した件数	件
10	相談者が成婚した件数	件